

平成28年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年2月18日（木曜日）

平成28年2月18日（木） N O S A I 長野会館6階大会議室

午後2時25分 開会、開議

午後3時48分 閉議、閉会

出席議員（10名）

6 番	田上正男
8 番	相原久男
9 番	竹村 誉
10 番	和田重昭
11 番	宮下明博
12 番	木次孝茂
13 番	下平豊久
14 番	村上眞章
15 番	久保田三代
16 番	永原和男

欠席議員（5名）

1 番	小口利幸
2 番	柳田清二
3 番	花岡利夫
4 番	羽田健一郎
7 番	宮下和昭

欠 員（1名）

5 番

説明のために出席した者

広域連合長	三木正夫
副広域連合長	伊藤喜平
事務局長	吉岡広幸
会計管理者	蔵之内 充
資格管理課長	武井義正
給付課長	大下叔久
総務係長	根岸 誠
企画財務係長	小林由紀久
システム係長	土屋靖史
資格管理係長	森田剛幸
保険料係長	兒玉雅人
業務係長	赤羽裕幸

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下條広行

議会事務局書記 渡邊亮士

議会事務局書記 小松慎介

議事日程

○会期の決定

○会議録署名議員の指名

○諸般の報告

○一般質問

○議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

提出者説明

質疑、討論、採決

○議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例等の一部を改正する条例

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第4号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第5号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予
算

理事者説明

質疑、討論、採決

○議案第6号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

○議案第7号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）

以上2件一括上程 理事者説明

質疑、討論、採決

○議会第2号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

提出者説明

質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2時25分 開会

議長（久保田三代君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただ今のところ、出席議員数は10名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成28年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎ 会期の決定

議長（久保田三代君） これより会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（久保田三代君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

6番田上正男議員、13番下平豊久議員の2名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

現金出納検査結果

議長（久保田三代君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において、平成27年10月から12月分までの各月の現金出納検査及び平成27年度定期監査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（久保田三代君） ここで定例会招集に当たり、三木広域連合長から挨拶があります。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 皆さん、こんにちは。本日、2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の折にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成28年度で発足から9年目を迎えますが、その間、高齢化の進行により、国の平成28年度予算ベースでは、制度発足時と比較して後期高齢者の医療費が約1.4倍の16兆3,000億円、被保険者数が約1.25倍の1,660万人となることが見込まれています。団塊の世代の方は既に前期高齢者となり、10年後の平成37年には後期高齢者に到

達されることから、年々増加することが見込まれます後期高齢者の医療費をどう支えていくか、制度の安定的運営の確保が課題となっています。

昨年成立しました医療保険制度改革法では、財政基盤の安定化のため、現役世代からの後期高齢者支援金について全面総報酬割が段階的に実施されるほか、平成28年度から低栄養対策や生活習慣病の重症化予防など、高齢者の特性に合った保健事業を介護保険者である市町村と連携して戦略的に取り組んでいくこととされております。

データヘルス計画に基づく保健事業の推進について申し上げます。

当広域連合としては、昨年11月に策定しましたデータヘルス計画に基づき、保険者という立場で歯科健診やジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するほか、市町村の皆様と医療・健康データ等の情報を共有し、連携しながら、被保険者の皆様が自立して日常生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸を目的に地域のニーズに合った保健事業を積極的に推進してまいります。

また、平成28年度当初予算においては、新たに高齢者のフレイル予防対策として、保健師などの専門職が地域の実情に合わせた相談や保健指導等を実施する「虚弱予防等訪問指導事業」をモデル事業として実施すべく盛り込んでおります。

保険料率改定について申し上げます。

次に、本定例会で条例改正をお願いしております保険料率改定につきまして申し上げます。第5期財政運営期間となります平成28・29年度の保険料率の算定作業は、昨年8月より開始し、2回の試算及び国への報告を行った後、年明けの1月に3回目の試算と報告を行っております。

長野県の1人当たり医療費は、額としては全国的には依然として低い水準にあるものの、その伸び率は全国平均を上回る高い水準にあり、平成28・29年度においては、最近の状況を踏まえると対前年で2.1%の伸びを見込んでおります。

また、平成28年度の診療報酬改定が8年ぶりのマイナス改定となり、総体として1.03%の引下げとなったことを加味しました結果、保険料率の算定におきましては、1人当たり医療費の伸び率を平成28年度で1.1%、平成29年度で2.1%と見込んでおります。

一方、被保険者の所得の大宗を占める年金額につきましては、今後もマクロ経済スライドが適用されますことから、平成28・29年度の被保険者1人当たり所得額は、平成26・27年度と比べ、マイナス3.11%と見込まれます。このことから、保険料の増加を極力抑制するため、剰余金の活用はもちろんのこと、県が管理する財政安定化基金から交付金の投入によりまして、保険料率を均等割4万907円、所得割率8.30%とするものであります。

その結果、保険料軽減措置後の1人当たりの保険料は年額5万3,383円となり、平成26・27年度実績と比較して、率にして0.23%の減、121円の減額と見込んでおります。

次に、本広域連合における情報セキュリティ対策について申し上げます。

本年1月から後期高齢者医療事務におきましても、各種申請に個人番号が記入されるなど、いよいよマイナンバーの運用が始まっています。当広域連合では、各市町村窓口における特定個人情報の流出防止や届出時の本人確認の適正な取扱いの確保のため、運用開始に向けた各種業務別マニュアルを作成して各市町村に周知を図っているところであります。

また、昨年6月には日本年金機構における125万件を超える年金情報の流出事故が発生したことは記憶に新しいところですが、このことを踏まえ、来年度末でリース期間の満了

となる情報系システムについては、リプレースに当たって外部からの不正アクセスの防止や悪意のあるソフトウェアの監視強化のため、平成28年度予算案に情報セキュリティの対策経費を計上しております。

本日提出いたしました案件は、長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例ほか6件であります。詳細につきましては、別途御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。

◎ 一般質問

議長（久保田三代君） 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありますので、質問を許します。

16番永原和男議員。

16番（永原和男君） 議席番号16番、永原和男です。

28・29年度の保険料率の改定について質問をいたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年度にスタートをしました。75歳以上という年齢で一律に線を引き、医療費の増加が自動的に保険料の引上げにつながるこの医療制度の仕組みは、制度の発足時から重大な欠陥として指摘をされてきたものであります。

平成28年度予算案は、法定軽減後の1人当たり保険料が対前期比121円の減、増加率マイナス0.23%となっています。この予算編成に当たり、保険料を抑制するための理事者及び事務局の努力は評価するところであります。

平成28・29年度の保険料率の改定について伺います。

保険料抑制の要因の一つに、財政安定化基金からの交付金10億円を見込んでいます。財政安定化基金交付に関わり、県とどのような協議がなされたのか伺います。

まず保険料率の改定に当たり、加入者の所得の減少を見込んでいます。高齢者にとって最大の収入源は年金であります。今ほどの連合長の御挨拶の中にも年金が第5期中においてマイナス3.11%という御挨拶がありました。年金が減少する要因、マクロ経済スライド、国の行う年金施策であります。この年金施策について県と具体的にですね、県民の、つまり後期高齢者の加入者に及ぼす影響について、どのような詳細な協議があったのかお伺いをしたいと思います。

次に、平成29年度末の基金残高についてはどのような協議があったのか伺います。

3番目に、私は昨年11月の一般質問で応益分に当たる均等割の引下げを求めました。しかし、予算案では均等割は570円増額し4万907円となっています。今、求められるのは低所得者に配慮した保険料の算定方法の改定です。応益分に当たる均等割の引下げについて、どのような協議が県との間でなされたのか伺います。

続けて、保険料軽減の段階的打切りについて伺います。

安倍晋三政権は、平成29年度から後期高齢者医療制度の保険料軽減措置を段階的に打ち切ることを決めました。全国で865万人以上の高齢者を直撃しようとしています。容赦のない暮らしの破壊は許されません。長野県では15万5,000人以上、約46%の加入者の命と暮らしに関わる重大な問題です。

伺います。まず、安倍政権が決めた軽減措置の段階的廃止について連合長はどのような

見解をお持ちか、その見解を求めます。

次に、激変緩和措置の内容について伺います。このことに関しましては、簡潔な答弁を期待します。

最後に、保険料の軽減特例が廃止され、激変緩和措置が行われた場合の被保険者の負担増について、どのように試算をしているのかお伺いをいたします。

1 回目の質問終わります。

議長（久保田三代君） 武井資格管理課長。

資格管理課長（武井義正君） 資格管理課長の武井義正でございます。私から財政安定化基金の交付に関する県との協議について、順次お答えをいたします。

まず、年金額が実質的に減少する要因についてでございますが、被保険者 1 人当たりの所得額については、過去 3 年間の対前年比の平均値により算定しており、これによりますと平成 28・29 年度の伸び率はマイナス 3.11% と見込んでいます。後期高齢者の所得については、その大宗を占める年金支給額がここ数年、物価スライド特例水準の解消により減少したこと、また平成 28 年度は公的年金額を現行の水準に据え置くとされたものの、今後ともマクロ経済スライドにより実質的減少が見込まれるという認識を広域連合から示し、県と協議を行いました。これに対して、県からは特に異論はなく、御理解をいただいたものと考えております。

次に、平成 29 年度末基金残高についてでございます。保険料増加抑制のため財政安定化基金を投入するに際しての基金残高のあり方については、唯一平成 21 年の国の通知に示されており、これによりますと賦課総額の 3% 分を財政安定化基金の残高として残すこととされております。基金残高の数値が確実な本年度末では約 27 億円、また平成 29 年度末では推計で約 33 億円と見込んでおります。

財政安定化基金は本来、保険料不足や医療給付費の予想を上回ることに起因する財政不足に対応して、給付又は貸付けを行うものであるところ、今年度に入り 1 人当たり医療費の伸び率が、今回の保険料率算定で用いた 11 月までの平均で 2.1%、12 月に入っては更に 2.8% と高い伸びを示していることから、賦課総額の 3% に相当する 15 億円以上を平成 29 年度末まで維持するとともに、低所得者に配慮し、均等割額を極力現状並みに抑制するために 10 億円の交付を受けることで県と協議をいたしました。これに対しても、県から特段異論はなく、御理解をいただいております。

三つ目は、均等割額に対する引下げについてでございます。昨年 11 月定例会においてもお答えしましたように、均等割と所得割につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の規定に基づき、賦課必要額を各広域連合ごとの所得係数によって案分して算定する制度となっております。これによりますと、直近の 12 月 4 日付け、厚生労働省通知で示された暫定値では、全国平均を 1 とした場合、本県の所得係数は 0.8171 であり、これを百分率に換算すると均等割 55%、所得割 45% となるものです。

一方、1 人当たり医療費が今年度に入って比較的高い水準で推移していることを考慮して保険料率を算定した上で、均等割額を極力現状並みに近づくよう増加抑制を図るために、先ほど申し上げましたとおり、財政安定化基金の交付について県と協議を行い、御理解をいただいたものでございます。

議長（久保田三代君） 三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 私から、保険料率の軽減措置の段階的廃止、激変緩和措置の内容、保険料の軽減特例の廃止等の被保険者の負担増についてお答えいたします。

まず、保険料軽減措置の御質問につきましては、軽減措置の段階的廃止についてでございますが、被保険者の置かれております現状に鑑みますと大変大きな課題であると認識しております。

そこで、当広域連合としては、昨年6月に続いて、11月にも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、低所得者等に対する保険料特例軽減措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないようきめ細かな激変緩和措置を講ずること、また実施時期等具体的内容については早期に示すことを国において積極的に対応、実現するよう要望しております。このことに対しまして、昨年12月、厚生労働省から示された回答では、今後は、関係者の御意見を聞きながら具体的な激変緩和措置を丁寧に検討していくこととしているところでして、御質問の激変緩和措置の内容については、現在までお答えをいただいております。

したがいまして、保険料の軽減特例が廃止され、激変緩和措置が行われた場合の被保険者の負担増についても、現時点では不明でございます。当広域連合としては、今後とも国の動向を十分注視していくとともに、他の広域連合と連携、協力して、現行制度の維持について引き続き強く要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（久保田三代君） 再質問はありますか。

永原議員。

16番（永原和男君） まず、この保険料率の改定のことではありますが、10億円の繰入れについて、県のほうから異論がなかったということではありますが、これ例えばですね、均等割部分の軽減をもっと前面に出して、15億なり18億なり要求をした場合、県とその点で協議した場合ですね、県はその協議の際にどのような反応があったのか。最初から事務局としては10億円が妥当であると、そういう立場で県と協議に臨んだのか伺いたいというふうに思います。

その次に、後期高齢者医療の加入者のその所得の現状であります、マクロ経済スライドによって、一般的にマクロ経済スライドによって高齢者の年金が改善されるというふうに思っている方もおるわけではありますが、マクロ経済スライドによって、今後高齢者の年金が目減りしてくるわけでもあります。この点について、県も、連合会は減少をして推移していくことを県と交渉したということではありますが、県からは異論がなかったということでもありますから、県も同じ認識に立っておるというふうに理解をしいのか伺いたいと思います。

その次に、今、連合長からですね、この現行制度を維持してほしいということで、全国の連合会を通じて国のほうに要望をしたという経過について説明をいただきました。連合長に求めたいわけではありますが、今、政府のほうからその求めに対して具体的な回答がない状況下であります。もう一度ですね、全国の連合会を通じて、この制度の継続を政府に求めていってほしいというふうに思うわけではありますが、連合長の御所見を伺います。

議長（久保田三代君） 武井資格管理課長。

資格管理課長（武井義正君） ただ今の御質問にお答えをいたします。

まず一番最初の、当広域連合として最初から10億円が妥当だという認識で協議をしたのかという点でございますが、私どもとしては10億円をいただくことによって、極力現状並みに持っていけるという判断のもとで、10億円という数値を最初から示しておりました。県といたしましては、この金額で妥当であるということで御了解を頂いたという認識を持っております。

それから、マクロ経済スライドについての所得の実質的な減少についての県の認識でございますが、私どもがマクロ経済スライドにより高齢者の年金が実質的に減少していくということがあるので、10億円の基金を入れることによって均等割額を極力抑えていきたいということでお話を申し上げたところ、これに合意をしていただいたものと思っておりますので、同じ認識に立っているというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（久保田三代君） 三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 先ほどもお答え申し上げましたように、当広域連合といたしましては今後ともおっしゃるとおり、国の動向等十分に注視していく中で、他の広域連合と連携して現行制度の維持について引き続き強く要望してまいりたいと思います。以上です。

議長（久保田三代君） 再々質問ありますか。

永原議員。

16番（永原和男君） 低所得者に配慮したですね、その均等割を、結果として570円増額になっているわけであります。この均等割を更に抑制するとした場合ですね、必要な財源はどのくらいというふうに見込まれますでしょうか。具体的に言いますとですね、570円を引き上げなかった場合、いかほどの財源が必要というふうに試算されていますでしょうか、伺います。

連合長から今、大変心強い答弁を頂きました。全国の連合会とともにですね、この特例軽減を継続をするよう政府のほうに働きかけをしていってほしいということを要望いたします。

1問だけお答えをいただきたいと思います。

議長（久保田三代君） 武井資格管理課長。

資格管理課長（武井義正君） 先ほどの御質問でございますが、仮に均等割額を現行と同じ金額まで持ってくるために交付金をどのくらい交付を受ければいいのかということについてでございますが、これにつきましては試算の結果では、約16億9,000万円ほど受けたとほぼ同じになるというふうに試算をしております。

しかしながら、基金残高、平成29年度の基金残高が33億円ほどというふうに見込んでおりますけれども、賦課総額の3%を必要残高として、15億円を必要残高としてみた場合に、10億円を取り崩しても8億円ほど余るというような計算もできるわけでございますが、今回の算定に当たって財政安定化基金の残高として、確実な金額である平成27年度における約27億円の基金残高から賦課総額の3%である15億円以上を確保した上でこれを最低ラインとしまして、平成29年度末まで維持することを念頭に基金の交付の協議を県と行いました。

1人当たり医療費は伸び率1ポイントの上昇によりおよそ9,000円増加し、被保険者全

体の医療費は30億円となり、平成28・29年度の2年間で約60億円が増加となると推計しております。全体医療費の約1割が保険料によって負担すべき額となりますので、1ポイントの上昇によって第5期には約6億円の増加が発生すると見込まれます。

今年度に入り、1人当たり医療費が大変高く推移し、12月には対前年比で2.8%という高い数値となっていることから、保険料試算に用いた見込みを上回る医療給付費の支出による財政リスクに備える必要があり、同基金残高として15億円以上が必要であると考え、10億円の交付について協議を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（久保田三代君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

◎ 議会第1号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議事に入ります。

議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番下平議員。

13番（下平豊久君） 13番下平豊久でございます。

議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

昨今の男女共同参画の状況から、長野県後期高齢者医療広域連合議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議への欠席に関する規定の改正を行いたいというものでございます。

具体的な内容につきましては、改正内容でございますが、議会への欠席理由を現行、事故のためと定められているのを、疾病、出産、災害その他やむを得ない理由に改めたいとするものでございます。

以上、議会第1号の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明をいただきました。

これより、本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） それでは次に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第1号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 続きまして、議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

改正行政不服審査法が、平成26年6月13日に公布され、本年4月から施行されることに伴い、行政手続条例、情報公開条例及び個人情報保護条例について、所要の改正を行うものでございます。

行政不服審査制度は、行政処分に関し、国民が行政庁に対し不服を申し立てる制度でございますが、公正性の向上、使いやすさの向上などの観点から全面的に改正されており、特に現行制度と大きく異なる点は、審理員制度の導入及び第三者機関への諮問手続の新設の2点でございます。

改正内容でございますが、当広域連合では、審理員手続につきましては情報公開審査会、個人情報保護審査会において既に審査の公正性が確保されていることから、改正法の規定に従い、各条例にこの手続の適用除外の規定を置くとともに、個人情報保護審査会が行う事項の中に、個人情報案件の審査のほか、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項の審査等を加えるというものでございます。

併せて、改正法との整合性を図るため、各条例に規定されています行政不服審査制度の用語や手続について規定の整備を行うものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 続きまして、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の

状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正地方公務員法が、平成26年5月14日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間及び時間外勤務手当等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、改正地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表事項に職員の人事評価や退職管理の状況の項目を追加するなど、規定の整備を行うものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、平成28年度及び平成29年度の保険料率を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成28年度・29年度の保険料率について、所得割率を0.0830、被保険者均等割額を4万907円と定めるとともに、同法施行令が一部改正され本年4月1日から施行されることに伴い、被保険者均等割額の軽減判定所得について、5割軽減の基準額を26万円から26万5,000円に、また2割軽減の基準額を47万円から48万円に引き上げて、軽減対象者の拡充を図るものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 4 号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議案第 4 号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第 4 号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

一般会計予算の 1 ページをお開きください。

第 1 条、予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 6,842 万 4,000 円と定め、第 2 条、一時借入金借入れの最高額は 8,000 万円と定めるものでございます。

2 ページの第 1 表歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧ください。

計上しております額は次のとおりです。なお、詳細につきましては、後ほど一般会計予算説明書の該当ページで御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、7 億 5,313 万 7,000 円。

2 款国庫支出金は、28 万 6,000 円。

3 款繰越金は、1,500 万円。

4 款諸収入は、1,000 円。

そして、財産収入はゼロ円でございます。

続いて、3 ページの歳出を御覧ください。

1 款議会費は、70 万 8,000 円。

2 款総務費は、3 億 720 万 4,000 円。

3 款民生費は、4 億 5,532 万 1,000 円。

4 款公債費は、19 万 1,000 円。

5 款予備費は、500 万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の一般会計予算説明書 8 ページ、9 ページの歳入を御覧ください。

1 款 1 項市町村負担金は、7 億 5,313 万 7,000 円で、広域連合を構成する 77 市町村の事務費負担金を計上しております。

2 款 1 項国庫補助金は、28 万 6,000 円で、大幅な減額の理由は、円滑運営臨時特例交付金の減によるものでございます。円滑運営臨時特例交付金につきましては、低所得者及び

被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減特例措置分に充てるものですが、これまで一般会計で一旦受け入れ、円滑導入基金に積み立てた上で特別会計に繰り出していましたが、この度国からこの交付金を直接特別会計で受け入れるとともに、これまで積み立てた円滑導入基金は取り崩して活用するように、とする取扱いが示されたため、減額とするものであります。

1 目長寿・健康増進事業費補助金は、科目存置の1,000円であります。

2 目調整交付金は、28万5,000円で、運営協議会の開催経費に対する交付金でございます。

3 款1 項繰越金は、1,500万円で、前年度からの繰越金でございます。

4 款1 項雑入は、1,000円を計上しております。

財産収入はゼロ円であります。これは円滑導入基金から生じる預金利子でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、本年度において円滑導入基金の全額を取り崩し活用するため、基金から生じる預金利子がなくなることによるものでございます。

引き続き、歳出予算の明細を御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

1 款1 項1 目議会費は、70万8,000円で、議会運営に係る1 節の議員報酬、9 節の費用弁償のほか、必要な経費を計上しております。

2 款1 項1 目一般管理費は、3 億692万4,000円で、11ページの3 節時間外勤務手当600万円、13ページの14節事務室賃借料813万2,000円、19節派遣職員給与費等負担金2 億5,100万円が主なものでございます。

12ページ、13ページの2 目公平委員会費は、3 万9,000円で、委員報酬及び費用弁償を計上しております。

2 項1 目選挙管理委員会費は、7 万円で、委員報酬、費用弁償等を計上しております。

14ページ、15ページの3 項1 目監査委員費は、17万1,000円で、委員報酬及び費用弁償を計上しております。

3 款1 項1 目老人福祉費は、4 億5,532万1,000円で、28節繰出金の特別会計繰出金の事務費分でございます。

4 款1 項1 目利子は、19万1,000円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

5 款1 項1 目予備費は、500万円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。給与費明細書を御説明いたします。

特別職は計67人分、1,431万5,000円を計上しております。

17ページは、一般職24人分を対象に時間外勤務手当600万円を計上しております。

続きまして、18ページから21ページを御覧いただきたいと思います。市町村負担金一覧表でございます。

表頭でございますように、均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で、各市町村の負担金額を算出した表でございます。

以上、一般会計予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 5 号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議案第 5 号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第 5 号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

特別会計予算の 1 ページを御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,612億7,332万円と定め、第 2 条、一時借入金借入れの最高額は100億円と定め、第 3 条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができることとするものでございます。

2 ページの第 1 表歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧ください。

計上しています額は次のとおりです。なお、詳細につきましては、後ほど特別会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

1 款市町村支出金は、437億4,743万8,000円。

2 款国庫支出金は、874億4,591万8,000円。

3 款県支出金は、216億8,896万9,000円。

4 款支払基金交付金は、1,058億2,324万6,000円。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、5,572万7,000円。

6 款繰入金は、4 億5,532万1,000円。

7 款繰越金は、20億5,330万円。

8 款諸収入は、340万1,000円でございます。

続いて、3 ページの歳出を御覧ください。

1 款総務費は、4 億3,963万6,000円。

2 款保険給付費は、2,591億7,296万3,000円。

3 款県財政安定化基金拠出金は、1 億761万6,000円。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は、7,081万円。

5 款保健事業費は、7 億1,438万円。

6 款公債費は、1,189万1,000円。

7 款諸支出金は、2,160万円。

8 款予備費は、7 億3,442万4,000円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の特別会計予算説明書 8 ページ、9 ページの歳入を御覧ください。

1 款 1 項市町村負担金は、437億4,743万8,000円で、療養給付費等に充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2 款国庫支出金は、874億4,591万8,000円で、1 項国庫負担金は、療養給付費及び高額医療費に係る負担金628億3,437万4,000円でございます。

また、2 項国庫補助金は、調整交付金、保健事業に対する補助金、ジェネリック医薬品の使用促進経費に対する補助金、長寿・健康増進事業に対する補助金並びに低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減特例分としての円滑運営臨時特例交付金を、合わせまして246億1,154万4,000円見込んでおります。

3 款県支出金は、216億8,896万9,000円で、1 項県負担金は、療養給付費及び高額医療費に係る負担金216億8,896万8,000円、並びに 2 項県補助金は、県財政安定化基金交付金で、科目存置の1,000円を計上いたしました。

4 款支払基金交付金は、1,058億2,324万6,000円で、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、5,572万7,000円で、特に高額な医療費について、財政調整のため交付されるものでございます。

10ページ、11ページにまいりまして、6 款繰入金は、4 億5,532万1,000円で、一般会計からの繰入金であり、事務費に充てる財源として計上しております。

なお、昨年まで基金繰入金を計上しておりましたが、先ほど御説明申し上げましたように、今年度において円滑導入基金の全額を取り崩して活用するとともに、平成28年度からは交付金を直接特別会計において受け入れ、基金に積み立てる必要がなくなるため、ゼロ円となっております。

7 款繰越金は、20億5,330万円を計上しております。

8 款諸収入は、340万1,000円で、1 項延滞金、加算金及び過料1,000円、2 項預金利子338万5,000円、並びに 3 項雑入として 1 万5,000円を見込んでおります。

引き続き、歳出予算の明細を御説明いたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、4 億3,963万6,000円で、後期高齢者医療制度を運営するための事務経費を計上しております。主なものは、13ページの11節被保険者証、パンフレット等の印刷製本費682万8,000円、12節被保険者証、ジェネリック医薬品利用差額通知等の通信運搬費4,453万9,000円、13節被保険者証等作成委託料2,222万3,000円、電算処理システム保守等委託料4,924万8,000円、国保連合会業務委託料 1 億2,698万7,000円、14節電算処理システム機器賃借料 1 億576万2,000円、19節国保連合会負担金7,364万7,000円などでございます。

2 款保険給付費は、2,591億7,296万3,000円で、1 項療養諸費は、療養給付費等及び審

査支払手数料として2,555億6,296万3,000円、2項高額療養諸費は、25億8,500万円で、高額療養費及び高額介護合算療養費を計上しております。

14ページ、15ページにまいりまして、3項その他医療給付費は、葬祭費として10億2,500万円を計上しております。

3款1項1目県財政安定化基金拠出金は、1億761万6,000円で、給付費の0.041%を拠出するものでございます。国・県もそれぞれ同額を拠出しております。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金は、7,061万円で、1件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分について、全国の広域連合で拠出して財政調整するものでございます。

2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、20万円で、事務費に係る拠出金でございます。

5款1項1目健康診査費は、5億6,412万1,000円で、市町村が実施します健診事業に対する補助金及び歯科健診に対する委託料等の経費を計上しております。

2目その他健康保持増進費は、1億4,143万5,000円で、人間ドックや健康教室、健康相談等の長寿・健康増進事業交付金の経費のほか、新規事業としまして虚弱予防等訪問指導モデル事業委託に対する経費を計上しております。

16ページ、17ページをお開きいただきまして、2項1目医療費適正化推進事業費は、882万4,000円で、重複・頻回受診者等訪問指導業務委託料を計上しております。

6款1項1目利子は、1,189万1,000円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

7款1項1目保険料還付金は、2,100万円で、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。

2目還付加算金は、60万円で、還付に期間を要した場合の加算金を計上しております。増額の理由といたしましては、保険料賦課の時効につきまして、これまで法律上の規定がなく、国の見解により2年間の期間制限の取扱いをしておりましたが、最高裁の確定判決を受けまして減額更正を行う場合には、期間の制限なく更正することになったことによるものでございます。

なお、平成27年度以降の保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、法律上の規定が明記され、賦課権に2年間の期間制限が設けられております。

8款1項1目予備費は、7億3,442万4,000円を計上しました。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

市町村負担金一覧表でございます。療養給付費負担金及び保険料等負担金は、いずれも療養給付費等に充てるためのものでございます。療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の12分の1に相当する額でございます。保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（Ｂ）と、低所得者等の保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分（Ｃ）の合計額でございます。77市町村の負担金額は、記載のとおりでございます。

以上、特別会計予算の議案の説明を申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番竹村議員。

9 番（竹村 誉君） 繰越金が20億5,300万円、これがあの、剰余金という形で、になったものかというふうに思うんですけど、全国的に見ても平成26年度の財政状況を見ると単年度でも801億円の黒字で、前年度からの繰越金を反映した収支も5,347億円というふうな形で黒字になっているわけですけど、全国的にも長野県も多くなっているんですけど、この20億5,300万円というものは、その見込み、保険料の見込みも含めて徴収過多ということもまた考えられるとも思えるんですけど。そうすればその保険料自体をもっときちんと算定して下げるということも含めて考えられるんじゃないかというふうに思えるんですけど、この辺をどう見ているかお願いします。

議長（久保田三代君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡 広幸君） ただ今議員から御質問ございましたとおり、今回、繰越金につきましては、先ほど申しあげました保険料の軽減に充てるための必要額のみを計上させていただいております。これからですね、実際に医療費がどのくらいかかるかというのは今現在、まだ2月、3月とございますものですから、それを見ないと最終的なその剰余金というのがどのくらいになるかというのはちょっと見えてこないということがございます。決算の段階ではある程度見えてくるというふうに思います。今回の特別会計の予算の中では必要額について計上したということで御理解いただきたいというふうに思います。

議長（久保田三代君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号及び議案第7号、2件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、議案第6号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び議案第7号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡 広幸君） 議案第6号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

一般会計補正予算の 1 ページをお開きください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 9,737 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 3,245 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正をお開きいただき、歳入を御覧ください。

計上しています額は次のとおりです。なお、詳細につきましては、後ほど一般会計補正予算説明書の該当ページで御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、5,224 万 2,000 円の減額でございます。

2 款国庫支出金は、2 億 9,706 万 4,000 円の減額でございます。

3 款財産収入は、30 万 6,000 円の減額でございます。

そして、4 款繰越金は、5,224 万 2,000 円の増額でございます。

続いて、3 ページの歳出を御覧ください。

2 款総務費は、同一項内での予算額の振替補正でありますので、補正額はゼロ円であります。

3 款民生費は、2 億 9,737 万円の減額でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の一般会計補正予算説明書 8 ページ、9 ページの歳入を御覧ください。

1 款 1 項 1 目事務費負担金 5,224 万 2,000 円の減額は、平成 26 年度の決算額が確定し、4 款繰越金が増額されたことを受けて、事務費負担金を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目円滑運営臨時特例交付金 2 億 9,706 万 4,000 円の減額は、先ほど御説明しましたように、円滑導入基金の全額を取り崩して活用することに伴い、交付金を減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目利子及び配当金 30 万 6,000 円の減額は、同じく円滑導入基金の全額を取り崩して活用することによる預金利子分の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 5,224 万 2,000 円の増額は、平成 26 年度決算の剰余金の確定に伴う増額でございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目一般管理費の補正額は、ゼロ円ではありますが、3 節職員手当等の時間外勤務手当の増額に対応するため、19 節負担金、補助及び交付金の派遣職員給与費等負担金を減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目老人福祉費の 2 億 9,737 万円の減額は、前述のとおり円滑導入基金の全額を取り崩し活用するため、25 節積立金を減額するもので、一方、一般会計で受け入れた円滑運営臨時特例交付金は直接特別会計に繰り出すため、28 節繰出金を増額するものでございます。

12 ページは、時間外勤務手当を増額するため、給与費明細書の比較を表したものでございます。

14 ページから 17 ページは、先ほど歳入で御説明申し上げました市町村事務費負担金の減額補正に係る各市町村事務費負担金一覧表でございます。

以上、一般会計補正予算の議案の説明を申し上げました。

続きまして、議案第 7 号 平成 27 年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

特別会計補正予算（第２号）の１ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,655億2,816万9,000円とするものでございます。

２ページの第１表歳入歳出予算補正をお開きいただき、歳入を御覧ください。計上しています額は次のとおりです。なお、詳細につきましては、後ほど特別会計補正予算書の該当ページで御説明申し上げます。

２款国庫支出金は、733万2,000円の増額でございます。

６款繰入金は、同一款内での補正でありますので、補正額はゼロ円であります。

続いて、３ページの歳出を御覧ください。

１款総務費は、175万円の減額でございます。

２款保険給付費は、財源振替であり、補正額はゼロ円でございます。

５款保健事業費は、2,340万9,000円の増額でございます。

７款諸支出金は、575万円の増額でございます。

そして、８款予備費は、2,007万7,000円の減額でございます。

続いて、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の特別会計予算説明書８ページ、９ページを御覧ください。

２款２項国庫補助金につきましては、保健事業に関わる費用を国から１目調整交付金の増額により手当されることになりましたので、２目後期高齢者医療制度事業費補助金を減額するものでございます。

６款１項１目一般会計繰入金は、補正額はゼロ円ですが、前述のとおり、今年度は円滑運営臨時特例交付金を円滑導入基金に積み立てずに直接特別会計に繰り出すことに伴い、２項基金繰入金から１項一般会計繰入金へ、同一款内で補正を行うものであります。

10ページ、11ページにまいりまして、１款１項１目一般管理費175万円の減額は、電算処理システム改修委託料の減額でございます。これはマイナンバー制度の導入に伴い、帳票類のシステム改修を行いました。当初見積りより少ない額でできたことによるものでございます。

２款１項１目療養給付費は、財源充当の一部において前述のとおり、円滑導入基金繰入金から一般会計繰入金として変更するためのもので、補正額はゼロ円でございます。

５款１項１目健康診査費2,340万9,000円の増額は、市町村が行っています健康診査事業の受診者の増加によるものでございます。

７款１項１目保険料還付金及び２目還付加算金は、過誤納金を還付する場合の償還金及び還付に期間を要した場合の加算金でございます。増額の理由といたしましては、保険料賦課の時効について、先ほど申し上げましたとおり、減額更正を行う場合には期間の制限なく更正することになったことによるものでございます。

８款予備費2,007万7,000円の減額は、健康診査費、保険料還付金の財源として充用するためのものでございます。

以上、特別会計補正予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 議案２件の説明が終わりました。

初めに、議案第６号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に対

する質疑、討論を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。自席でお願いいたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時37分 再開

議長（久保田三代君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永原和男議員から、議会第2号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書が提出されました。

お諮りいたします。

議会第2号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 異議なしと認めます。したがって、議会第2号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定されました。

◎ 議会第2号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 議会第2号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番永原議員。

16番（永原和男君） 16番永原和男でございます。お手元でございます議案をお開きをいただきたいと思います。提案説明は、議案の朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

議会第2号

平成28年2月18日

長野県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

提出者 永原和男

賛成者 竹村 誉

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

（提出の理由）

後期高齢者医療制度に係る保険料軽減特例措置について、平成29年度以降の継続を求め、会議規則第14条の規定により意見書を提出するもの。

でございます。お開きいただきまして。

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

後期高齢者の保険料軽減特例は、制度の円滑な運営を図る観点から政令本則に規定された軽減に加えて導入され、平成20年度以降国の予算措置により継続されているものではありますが、8年を経過し制度として既に定着しています。長野県後期高齢者医療広域連合の平成28年度予算では、被保険者数33万9千人のうち約半数の15万5千人が特例の対象者となっています。

国においては、平成27年1月13日に開催された社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、「後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）の見直し」が盛り込まれました。その中で、保険料軽減特例については「段階的に縮小」「平成29年度から原則的に本則に戻す」ことが示されました。

今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながり、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考え合わせると、保険料の軽減特例を継続することが必要です。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の施策の実施に必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めるものであります。

記

国においては、後期高齢者の保険料軽減特例措置の見直しを行わず、平成29年度以降も継続実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年2月18日

長野県後期高齢者医療広域連合議会

宛先は、ここに記してあるとおりでございます。

以上でございます。全議員の皆さんの賛同を頂き、採択されますようお願いを申し上げます。

まして、説明を終わります。

議長（久保田三代君） 提案説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

議長（久保田三代君） 9 番竹村議員。

9 番（竹村誉君） 反対討論はありませんが、賛成討論をさせていただきたいと思います。

議会第 2 号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書に対する賛成討論です。

後期高齢者医療の保険料軽減特例については、特例を開始して先ほども出ましたけど 8 年がたちました。政府は特例軽減措置の理由として、特例として実施してから 7 年経つから、この時点ではですね、言われたときですけど、国保の軽減割合が最大 7 割と比べて不公平などと説明しております。しかし、この 7 年間で年金は削減され、消費税は増税され、物価も上昇するなど、高齢者の生活は厳しくなる一方です。

後期医療の保険料は加入者全員が負担する部分と、年収によって負担額が決まる部分で成り立っていますが、低所得者には負担部分が最大 7 割軽減されることとなっていました。が、それでも負担が厳しく、制度導入時の 2008 年度から負担を緩和する特例が敷かれました。

夫婦世帯で夫の年金収入が年間 168 万円以下の人などを対象に、年金が年 80 万円以下の約 311 万人を 9 割軽減、同 80 万円を超してから 168 万円以下の約 258 万人を 8.5 割軽減に、加えて後期高齢者になるまで被扶養者だった人も 9 割軽減です。全国では加入者 1,574 万人、そのうち過半数に及ぶ 865 万人が影響を受けます。長野県でも意見書案にあるように、被保険者数 33 万 9,000 人に対し、約半数の 15 万 5,000 人に上ります。このように、いかに後期高齢者医療制度に加入する方々が低年金、低所得の方が多いということです。

特例軽減が廃止されれば、保険料は 2 倍、3 倍に、被扶養の人では 10 倍以上になるケースも出てくると試算されております。今でも医療や介護の保険料が払えない患者さんは多く、更に保険料を値上げされれば、高齢者はますます医療から遠ざけられてしまいます。特例軽減の廃止は高齢者の生活を壊し、命を削るものと言わざるを得ません。

長野県の広域議会としても、県民の健康寿命を延ばし医療給付を延ばさない観点からも、国に対して平成 29 年度以降の保険料軽減特例措置の継続を訴える意見書の提出を上げていくべきです。

議員各位の賛同をお願いしまして、賛成の討論といたします。

議長（久保田三代君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多 数 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されましたので、国会及び関係行政庁へ送付します。

議長（久保田三代君） 以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、三木広域連合長から挨拶があります。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本日御決定いただきました新保険料率につきましては、被保険者の皆様の御理解を得られるよう十分周知を図り、円滑な事業運営に努めてまいります。また、保健事業につきましても、データヘルス計画に基づいて市町村の皆様と連携しながら、積極的に事業の効果的・効率的な推進を図ってまいります。

暦の上では1年の初めとされる立春も過ぎ、寒暖を繰り返しながら春の訪れをそこかしこに感じられる季節が巡ってまいります。各市町村におかれましては、予算議会が控えておりますので、議員の皆様には健康に十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議長（久保田三代君） 以上をもちまして、平成28年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 久保田 三代

署名議員 田上 正男

署名議員 下平 豊久